



各 位

平成 26 年 3 月 19 日

会 社 名	日本精工株式会社
代 表 者 名	代表執行役社長 大塚 紀男 (コード：6471 東証第一部)
問 合 せ 先	広報部長 海老澤 齊 (TEL 代表 03-3779-7111)

自動車用軸受に関する欧州委員会との和解について

当社並びに当社の子会社である NSK ヨーロッパ社及び NSK ドイツ社は、平成 26 年 3 月 19 日（ブリュッセル時間）、自動車用軸受の取引に関して、欧州競争法に違反する行為を行ったとして、欧州委員会から 6,240 万 6 千ユーロ（約 88 億円）の制裁金の支払いを命じられました。

当社及び当社グループは、欧州委員会による調査に全面的に協力するとともに、外部専門家等の助言を得た上で、適用法令の範囲、事実関係等を総合的に勘案し、同委員会との間で和解に向けた交渉を続けてまいりました。この度、同委員会との間で和解に至り、上記制裁金が課されました。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。当社及び当社グループといたしましては、このような事態になりましたことについて、厳粛に受け止め、外部専門家等の指導を仰ぎながら、一層の法令遵守の徹底に努めるとともに、皆様からの信頼の回復に向け全力を傾注してまいります。なお、上記制裁金につきましては、平成26年3月期第3四半期決算において独占禁止法関連損失引当金として計上しております。

以上